令和４年１０月２６日

職員各位

危　機　管　理　室
学長　西　川　祐　司

新型コロナウイルス感染拡大防止のための本学の対応
【１０月２６日以降】について（通知）

本学における１０月２６日以降の対応については，下記のとおりとしますので，引き続き，感染防止対策の徹底に努めるようお願いします。

なお，「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針（ＢＣＰ）」のレベルは，引き続き『レベル１』とします。

※ 所属職員の感染が判明した場合は，速やかに「新型コロナウイルス感染症連絡票」を人事課労務管理係へ提出してください。

※ 感染力の強いオミクロン株の感染拡大を防止するため，会食はできるだけ避け，やむを得ず会食を行う際には，４人以内としてください。研修会等での飲食を伴う情報交換会（懇親会）への参加については，「５（３）学外で開催される研修会等への参加」（P4）を確認ください。

※ 症状があるまま，勤務を継続しないでください。

記

１．居住地外への移動について

居住地外への移動にあっては，訪問の必要性，訪問場所を改めて検討し，特に感染が拡大している他の都府県への不要不急の移動は極力控えること。やむを得ず，往来を避けられない場合には，体調確認や感染防止対策を徹底するとともに，発熱等の症状がある場合は往来を控えること。

また，居住地内であっても，混雑している場所や感染リスクが高い場所はできる限り避けて行動すること。

※今後，新たに「緊急事態措置区域」又は「まん延防止等重点措置区域」に指定された地域があった場合には，当該地域との往来は原則禁止することとする。（※移動の都合上，当該区域を経由する場合を除く。）

２．出張について

出張先の感染状況等を十分把握したうえで，旅行者の人数，旅行日数，行程について，必要最小限の行動となるよう適切に対応すること。

なお，出張先の感染状況や呼びかけなどに留意し，感染リスクを低減する行動をとること。飲食店を利用する場合にあっては，感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えること。

※今後，新たに「緊急事態措置区域」又は「まん延防止等重点措置区域」に指定された地域があった場合には，当該地域への出張は原則禁止することとする。（※移動の都合上，当該区域を経由する場合を除く。）

３．クラスター認定がされた医療機関への兼業について

兼業先の医療機関において，保健所によるクラスター認定がされた場合，以下の基準を満たすと所属長が判断した時は，兼業の継続を可とする。

１）当該病院におけるクラスター発生区域が限定的である。

２）本学職員を派遣しなければならない相当の理由がある。

３）兼業先の部署（外来あるいは病棟等（宿日直含む））が通常の診療等を行っている。

４）兼業先の部署（外来あるいは病棟等（宿日直含む））に COVID-19 患者または濃厚接触者（含低リスク）がいない。

５）兼業先の部署（外来あるいは病棟等（宿日直含む））において，保健所とともに検討した結果，本学職員が直接接触する医師，看護師，クラーク等の医療関係者がクラスターとは関係しないと判断されている（自施設のみの判断では不可）。

６）十分な感染対策を行う。

※十分な感染対策とは，院内では常にサージカルマスクを着用，患者と接する場合にはフェイスシールドを着用，患者に触れる際には手袋を着用，手指消毒の遵守，食事を一人でとる等を指す。

７）クラスター認定施設への兼業継続について，事前に危機管理室へメールにて届出る。

【危機管理室メールアドレス： kikikanrishitsu@asahikawa-med.ac.jp】

４．海外渡航

外務省により発出される感染症危険情報に基づき，以下のとおりとする。

なお，感染症危険情報の他，各国政府の新型コロナウイルス感染症対策は刻々と変化するため，渡航可否の判断時のみならず，渡航前及び渡航中も最新の感染症危険情報を確認するよう注意すること。私事渡航も本基準に準じて判断するよう推奨する。

また，帰国時は日本政府による最新の水際対策を確認の上，指示に従うとともに，入国時点の健康状態について，速やかに所属長に報告すること。帰旭後，体調に変化がない場合は勤務可能とするが，10 日間の健康観察（健康セルフチェック票等を用いて自身で健康観察を行うこと。）を実施すること。

外務省によるレベル	本学の取り扱い
感染症危険情報レベル3 ：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	**禁止**
感染症危険情報レベル2 ：不要不急の渡航は止めてください。）	**原則禁止** 業務上やむを得ない必要性が認められ，渡航後及び日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔離，待機による業務上の支障がないと所属長が判断したときは，この限りではない。
感染症危険情報レベル1 ：十分注意してください。	**原則可**

外務省の感染症危険情報については，外務省海外安全 HP「新型コロナウイルス感染症に関する緊急情報」で最新の情報を確認すること。（https://www.anzen.mofa.go.jp/）

【渡航可否判断時の要検討事項】

コロナ禍において渡航を検討する場合は，以下の事項等を慎重に検討のうえ，判断すること。

① 業務上やむを得ない渡航の必要性が認められるか。
② 渡航先における行動制限により，渡航の目的が達せられない恐れはないか。
③ 渡航先の感染状況や治安が悪化していないか。
④ 現地関係機関との連携体制は十分か。特に緊急時の連絡体制を整備しているか。
⑤ 渡航先で万一病気等に罹患した場合に十分な医療を受けられる状況か。
⑥ 渡航国への入国時及び日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔離，待機による業務上の支障がないか。

・海外渡航の際は，渡航先や渡航期間等について事前に危機管理室へメールにて届出ること。
【危機管理室メールアドレス： kikikanrishitsu@asahikawa-med.ac.jp】
・渡航中に新型コロナウイルス感染症に感染し，それに伴う隔離，入院等が発生した場合，隔離や治療に係る費用については自ら負担すること。
・外務省海外安全情報無料配信サービス「たびレジ」に旅行日程等を登録すること。

５．研修会・講演会等の開催及び参加

（１）学内での開催

研修会・講演会等の開催にあたっては，可能な限り Web 会議システムによる開催とする。参加者を集めて開催する場合は，実施会場の収容定員の半分程度以内とし，以下の感染拡大防止対策を徹底すること。

飲食を伴う研修会等の開催は，感染リスクを高めることから原則禁止とするが，スケジュールの都合等で，やむを得ず飲食が必要な場合は，対面せず一方向を向いて着席する，アクリル板を設ける，座席の間隔を十分に開ける等の感染防止対策を徹底するとともに，参加者には黙食を周知すること。

（２）学外での開催（主催）

研修会・講演会等を対面で実施する場合は，北海道が定める上限人数内とし，北海道が定める「感染防止安全計画（※１）」や「感染防止策チェックリスト（※２）」を作成するとともに，以下の感染防止策を徹底すること。

※１「感染防止安全計画」：5,000 人超かつ収容率 50%超のイベントにおいて，具体的な感染防止策を記載した安全計画をイベント主催者が策定し，北海道に提出するもの。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/event_zhizensoudan.html

※２「感染防止策チェックリスト」：イベント開催時に必要な感染防止策を記載した，チェックリストをイベント主催者等が作成し，ホームページ等に掲載・公表するもの （安全計画を策定した場合は不要）。

https://www.pref.hokkaido.lg.jp/covid-19/event_corona_0914.html

（３）学外で開催される研修会等への参加

開催地の感染状況等を十分把握したうえで，必要最小限の行動となるよう適切に対応すること。

なお，飲食を伴う情報交換会（懇親会）への参加については，~~感染リスクを高めることから原則禁止とする。ただし，~~主催者が公表している感染防止策チェックリスト等から，感染対策が徹底されていることを事前に確認でき，かつ職員の参加が教育・研究活動上有益で，真にやむを得ないと所属長が判断した場合には，所属長の責任下で参加すること。（少しでも体調の不調を感じる場合は参加しないこと。）。

【研修会・講習会等を開催する際の感染拡大防止策】

・全国的な移動が見込まれるものは，感染状況や移動制限等を考慮して慎重に検討すること。
・入退場時に検温を実施し，発熱等の症状がある者は参加を控えてもらうようにすること。
・参加者名簿の作成など，感染者が出た場合に参加者に連絡できる体制をとること。
・原則，マスクを着用することを促すこと。また，こまめな消毒や手洗いを促すこと。
・入退場時，休憩時間や待合場所等を含め，三密状態（密閉・密集・密接）の環境を作らないよう徹底するほか，そこにおける交流等を極力控えることを呼びかけること。
・開催前後には，参加者の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動（例えば，業務上必要性のない外出等による感染リスクのある行動の回避）を促すこと。

６．勤務体制

感染防止措置のうえ，通常勤務を原則としつつ，各部署の実状に合わせて，「在宅勤務」，「時差出勤」，「休日の振替」及び「執務室の分散」を活用し，三密状態（密閉・密集・密接）を防ぐこと。

（１）在宅勤務

感染拡大防止及び安全配慮の観点から特に必要と認められる場合であって，所属長が在宅

勤務を行うことが適当と判断した場合に実施する。

詳細については，令和４年９月３０日付け通知「新型コロナウイルス感染症の感染防止及び事業継続のための職員の在宅勤務の実施について」を参照すること。

なお，本学個人情報管理規程等に基づき，個人情報の持出しは禁止する。

（２）時差出勤の活用

始業及び終業の時刻並びに休憩時間の時間帯を変更可能。（5:00～22:00 の間に限る。）

（３）休日の振替の活用

休日を振り替えることにより，土日の勤務を行うことが可能。

（４）執務室の分散

会議室や空きスペースの利用により，一つの部屋に多くの人が密集しない工夫を取る。

（５）勤務体制計画

（１）～（３）の勤務を行う場合は，所属長の指示により行うものとし，事前に各部署において勤務体制計画を立てること。

また，以下の①に該当するときは，所属長に報告のうえ，特別休暇（災害休暇）（常勤職員・非常勤職員ともに有給。）を取得又は在宅勤務を行うこととし，②及び③に該当するときは，特別休暇（災害休暇）を取得することができる。

① 同居する家族等に感染を疑う症状があり，抗原検査キットによる自己検査又は医療機関で受診・検査を行うこととなった場合（保健所又は医師の判断により検査を受けることとなった場合を含む。）

・・・ 検査結果が出るまでの間

② 同居する小学生以下の子に対して，保健所等から検査の指示があり，その検査結果が陰性であったが，保健所等から，引き続き，自宅待機を指示された場合（職員の他に当該子の世話をすることが困難な場合に限る。）

・・・ 保健所等から自宅待機を指示された期間

③ 同居する小学生以下の子が通う小学校・幼稚園・保育園が休校（園）又は在籍する学年・学級で学年閉鎖・学級閉鎖となった場合（職員の他に当該子の世話をすることが困難な場合に限る。）

・・・ 休校（園）・学年閉鎖・学級閉鎖となった期間

７．構内への立入制限について

（１）製薬会社・ＭＲ等の大学・病院内への出入りを制限する。

なお，本学から依頼を受けた場合は立入を認めるが，職員からの不要不急の依頼は控えること。学外者の入構を依頼した各部署においては，学外者に対し，「健康状態及び行動履歴確認票（ご来学者用）」により健康状態や行動履歴の確認等を行うこと。当該確認票を受領した場合は，各部署において受領日から２週間適切に保管すること。

また，人事異動に伴う挨拶回りのための立入は認めない。

（２）報道機関等の構内での取材・撮影は，可能な限り，電話・メール・TV 会議システム・Web 会議システムによる対応とする。

やむを得ず構内での取材等が必要な場合は，感染予防（手指消毒，咳エチケットの徹底，こまめな換気，身体的距離の確保等）を徹底するとともに，「健康状態及び行動履歴確認票（ご来学者用）」により健康状態や行動履歴の確認等を行うこと。

８．感染防止のための基本的な対策

（１）身体的距離の確保，手指衛生，咳エチケット及びマスク着用の徹底

・人との間隔は，できるだけ 2m（最低 1m）空けること。

・会話をする際は，可能な限り真正面を避けること。

・症状がなくてもマスクを着用すること。（不織布マスクの着用を推奨する。）

・手洗いは 30 秒程度かけて水と石鹸で丁寧に洗うこと。（手指消毒薬の使用も可。）

（２）日々の健康状態の確認

・疲労の蓄積につながるおそれがある長時間の時間外労働を避けること。

・十分な栄養摂取と睡眠の確保など健康管理を行うこと。

・出勤前の体温測定を徹底し，日々の健康状態の把握に努めること。

・各部署において，職員の日々の体調を確認するとともに，体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成（体調不良の訴えがあれば勤務させない，正直に申告し休むことで不利益な扱いにしない）すること。

９．感染防止のための具体的な対策

（１）基本的な対策

・「三つの密（密閉・密集・密接）」，「感染リスクが高まる「５つの場面（※1）」」等の回避や，「人と人との距離の確保」，「マスクの着用」，「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。

（※1）感染リスクが高まる「５つの場面」・・・

飲酒を伴う懇親会等．大人数や長時間におよぶ飲食，マスクなしでの会話，狭い空間での共同生活，居場所の切り替わり（※2）

（※2）居場所の切り替わり・・・

仕事での休憩時間に入った時など，居場所が切り替わると，気の緩みや環境の変化により，感染リスクが高まることがある。休憩室，喫煙所，更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

（２）換気の悪い密閉空間の改善

・多くの人が集まる会議室はもとより，通常の執務等で使用している部屋についても，人がいる間は原則，換気扇を使用することを徹底すること。（令和 2 年 4 月 23 日付け通知「新型コロナウイルス感染対策としての換気の徹底について」参照）

・居室の温度及び相対湿度を 18℃以上かつ 40%以上に維持できる範囲内で，暖房器具を使用しながら，一方向の窓を開けて換気を行うこと。（人がいない部屋の窓を開け，廊下を経由して，少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れることも，室温変化を抑えるのに有効。）

（３）多くの人が密集する場所の改善

・可能な限り，テレビ会議やメール等による書面会議を行い，人が集まる形での会議等をなるべく避けること。

・対面での会議やミーティング等を行う場合は，人と人との間隔をできるだけ 2m（最低 1m）空け，可能な限り真正面を避けること。

・カウンター業務等において，人と人が対面する場所は，アクリル板や不燃性透明ビニールカーテン等で遮蔽すること。

（４）接触感染の防止

・物品・機器等（電話，パソコン，デスク等）については，複数人での共用をできる限り回避するとともに，こまめにアルコール（容量%で 60%以上），界面活性剤又は次亜塩素酸ナトリウム 0.05%水溶液による清拭消毒を実施すること。

※人がいる環境に，消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは，眼，皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。

（５）近距離での会話や発声の抑制

・人と会話する際には，大きな声を出さずに距離をなるべく保持すること。

・来学者との対面での接触や会話をなるべく避けること。

・1m 以内で会話する必要がある場合は，可能な限り 15 分以内に留めること。

・休憩スペース等における対面での食事や会話は避けること。

・通常の清掃に加え，ウイルスが付着しやすい箇所（机，ドアノブ，スイッチ，テーブル，椅子等）を拭き取り清掃すること。

（６）ゴミの廃棄

・鼻水や唾液などが付いたゴミは，ビニール袋に入れて密閉して縛ること。

・ゴミを回収する場合は，マスクや手袋を着用することとし，作業後は必ず石鹸と流水で手洗いすること。

（７）飲食店等における行動

・飲食は，４人以内など少人数とし，短時間で，深酒をせず，大声を出さず，会話の時はマスクを着用すること。特に普段会わない方との飲食の際は，より一層徹底すること。

・飲食店等を利用する場合には，北海道飲食店感染防止対策認証店など感染防止を徹底している飲食店等を利用し，感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控えること。

・飲食店等の利用の際には，飲食店等が実施している感染防止対策に協力すること。

・多人数での集団旅行やイベント等における感染リスクについて，特に注意を払うこと。

・大声を出す行動（飲食店等で大声で話す，カラオケやイベント，スポーツ観戦等で大声を出すなど）を自粛すること。

（８）人事異動に伴う挨拶回り

・人事異動に伴う不急の挨拶回りは自粛や後倒しすること。

１０．風邪症状が出た場合等の対応

（１）次の症状があり，新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は，必ず所属長に報告すること。（所属長が発症した場合は，所属職員に報告すること。以下対応は同じ。）

【有症状】　　（感染制御部の休業目安と同様）

①　37.3 度以上の発熱

②　咳，鼻汁，咽頭痛

③　労作時呼吸困難の増強

④　倦怠感

⑤　味覚異常

①～⑤の項目のいずれかの症状がある時　➡　自宅待機

自宅待機中は不要不急の外出を控え，安静にして療養に専念すること。症状が続く場合は受診すること。

（２）就業復帰の目安は，「解熱剤を使用せず 48 時間発熱（37.3℃以上）がなく主要な症状が改善傾向にある場合」とし，事前に所属長と相談のうえ就業復帰すること。判断に迷う場合は，人事課労務管理係（TEL:0166-68-2127）へ連絡すること。

また，出勤後 10 日間は他の職員との濃厚接触を避けること。

なお，病院で勤務する職員は感染制御部からの通知に従うこと。

（３）受診から結果報告までの流れ

１）受診

【本院の発熱外来を受診する場合】

感染制御部作成の「発熱外来運用フロー」に基づき，発熱外来を受診すること。

発熱外来において職員の感染が判明した場合は，感染制御部は危機管理室（総務課総務係）へ報告すること。

【抗原検査キットによる自己検査を行う場合】

医療用抗原検査キット（国が承認した「体外診断用医療品」又は「第１類医薬品」に限る。「研究用」は対象外。）を用いて自己検査の結果が陽性となった場合は，旭川市陽性者フォローアップセンター（旭川市外居住者は，北海道陽性者登録センター）に登録申請するとともに，所属長へ報告すること。

自宅療養中に症状が悪化した時は，次の連絡先に相談すること。

・陽性者サポート窓口【TEL:0166-21-3720（9:00～20:00）】

・新型コロナウイルス感染症健康相談窓口【TEL:0166-25-1201（20:00～9:00】

・北海道陽性者健康サポートセンター【TEL:0120-303-111（24 時間））】（旭川市外居住者）

【かかりつけ医又は新型コロナウイルス感染症健康相談窓口に相談する場合】

以下のいずれかに該当する場合は，かかりつけ医又は旭川市の新型コロナウイルス感染症健康相談窓口【TEL:0166-25-1201（毎日 24 時間対応）】（旭川市外居住者は，北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター【TEL:0120-501-507（フリーダイヤル　毎日 24 時間対応）】）に指示を仰ぎ，その内容を所属長へ報告すること。

① 呼吸困難，つよい倦怠感，高熱等の強い症状のいずれかがある場合

② 重症化しやすい方又は妊婦の方で，発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

③ ①・②以外の方で，発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が４日以上続く場合等）

２）結果報告

検査結果が判明した際は，その結果を速やかに所属長に報告すること（結果が陰性であった場合も含む。）。陽性の報告を受けた所属長は，別紙「新型コロナウイルス感染症連絡票」をもとに聞き取りを行い，人事課労務管理係（TEL:0166-68-2127）に当該連絡票を提出すること。

なお，当該連絡票の提出を受けた人事課労務管理係は，危機管理室（総務課総務係）へ報告するとともに，病院で勤務する職員にかかる報告を受けた場合には，感染制御部にも報告すること。

１１．新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の取扱いについて

（１）就業禁止

以下に該当する場合は「就業禁止」とし，特別休暇（災害休暇）を取得すること。

① 新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

② 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

③ 陽性者等から職員に対し，濃厚接触者に当たるとして連絡があった場合

（２）就業禁止期間

① <u>新型コロナウイルスに感染していると診断された場合</u>

【有症状の場合】

発症日翌日から７日間経過，かつ，症状軽快後２４時間経過するまで（８日目に解除。）。（症状が軽快しない場合は，７日間より長くなる場合がある。）

【無症状者の場合】

検体採取日を０日目として７日間（８日目に解除。）。

ただし，５日目の抗原検査キット（「体外診断用医薬品」に限る。「研究用」は不可。）による検査で陰性であれば６日目に療養解除可。）

職場復帰の時期について，医療機関や保健所から指示があるときは，その指示に従うこと。また，療養期間が解除となっても，有症状者は１０日間，無症状者は７日間が経過するまでは，自身による健康状態の確認や高齢者等のハイリスク者との接触，不特定

多数の者が集まる飲食等を避ける等，自主的な感染予防行動を徹底すること。

病院職員については，感染制御部作成の「COVID-19 罹患後の復職フロー」に従うこと。

② 同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）または住居内で感染対策をとった日のいずれか遅い方を０日目として５日間（６日目に解除)。保健所から指示があるときは，その指示に従うこと。

また，７日間を経過するまでは，自身で，健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること，マスクを着用すること等の感染対策を徹底すること。

③ 陽性者等から職員に対し，濃厚接触者に当たるとして連絡があった場合

陽性者と最後に接触した日を０日目として，５日間（６日目に解除)。

また，７日間を経過するまでは，自身で，健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避けること，マスクを着用すること等の感染対策を徹底すること。

（今後の状況により保健所等の対応に変更があった場合は，別途通知する。）

※ ②・③の場合において，病院職員の休業により診療体制に大きな支障をきたす可能性がある時は，個別に感染制御部と相談すること。

※ 今後の状況により保健所等の対応に変更があった場合は，別途通知する。

（３）同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者となった場合

同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合や濃厚接触者となった場合は，当該職員は，所属長に報告のうえ，下記のとおり対応すること。（令和４年１月２７日付け通知「濃厚接触者の疑いがある場合の対応等について」は廃止し，職員が濃厚接触者となった又は疑いがある場合の危機管理室への連絡は不要とする。）

１）同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

⇒ １１．新型コロナウイルス感染症に罹患した場合等の取扱いについて

（２）②同居の家族等が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

に従い，特別休暇（災害休暇）（常勤職員・非常勤職員ともに有給。）を取得又は在宅勤務を行うこと。

２）同居の家族等が濃厚接触者となり，自宅待機をしている場合

職員は保健所からの職員に対する自宅待機が指示されない限り，自宅待機の必要はないが，マスクの着用や手指衛生の徹底し，自身の体調に注意を払うこと。ただし，職員に体調変化を認める時は，受診・検査を行うこと。

１２．その他

以下のことについて徹底するとともに，引き続き国及び地方自治体の示す対応方針等を注視し，それに従うこと。

（１） 三密状態を避け, 自分や他者への感染リスクを最小限にとどめるための行動をすること。

（２）不特定多数者との接触を避け，感染のフォローアップが困難になるような行動を避けること。

１３． 参考・関連リンク

・９月２６日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方へ（旭川市ホームページ）
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d076146.html

・陽性と診断された方へのお知らせ（新型コロナウイルス感染症）（北海道ホームページ）
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/hokennsienn1.html

・新型コロナウイルス感染症対策推進室 Twitter
https://twitter.com/Kanboukansen

・北海道ホームページ（新型コロナウイルス感染症(COVID-19 に関する情報)
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/singatakoronahaien.htm

・北海道新型コロナウイルス感染症　ご相談・お問い合わせ
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/koronasoudantoiawase.htm

・旭川市ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/index.html

・厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

・文部科学省ホームページ（新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について）
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

・首相官邸（新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～）
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

・外務省海外安全ホームページ
https://www.anzen.mofa.go.jp

別紙

新型コロナウイルス感染症連絡票

受付者　所属
氏名

※　可能な範囲で記入してください。

連絡を受けた日	令和　年　月　日（　）　午前・午後　時　分										
所属・職名	所属		職名		学内内線						
ふりがな					性別	男　・　女					
氏名											
連絡先電話番号	※携帯電話等、必ず連絡がとれる番号を記載すること　－　－										
渡航歴	□	無	□	有	（渡航先：　）						
					（渡航期間：　月　日（　）～　月　日（　））						
					（渡航ルート：　）						
陽性者との直接の濃厚接触	□	無	□	有	就業中のマスク着用の有無	□	無	□	有		
現在の症状等	1	体温　度　分	測定時刻　時　分頃								
	2	次のいずれかに該当する自覚症状あり。 □ 発熱　□ 咳　□ 痰　□ 咽頭痛　□ 鼻水　□ だるさ □ 頭痛　□ 腹痛　□ 吐き気　□ 下痢　□ 呼吸困難の増強　□ 嗅覚味覚障害 □ その他 （　）									
症状が現れた日	令和　年　月　日（　）午前　・　午後　時頃										
発症２日前までの行動（出勤状況や会議への出席、職場内での動線等）	月　日（　）										
	月　日（　）										
現在の滞在場所	□	自宅	□	実家	□	ホテル	□	医療機関（　）	□	その他（　）	
医療機関受診の有無等	□	無	□	有	（受診日：　月　日（　））						
					（医療機関名：　）						
					（診断：　）						
					（今後の見通し等：　）						
保健所への連絡	□	無	□	有	（保健所名：　）						
					（担当者名：　）						
					（連絡先：　）						
					保健所からの指示内容：						
その他（追記報告があれば記載）											
職員へ指示した事項											

提出先：人事課労務管理係

両面

健康状態及び行動履歴確認票（ご来学者用）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来学者には以下のご記入をお願いしております。

また、大学構内でのマスクの常時着用、互いの距離の十分な確保等をお願いしておりますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

旭川医科大学危機管理室

日時・滞在時間	令和　　年　　月　　日 時　　分～　　時　　分
会社・団体名	
お名前	
連絡先（電話番号）	
居住地	道内の場合　　市・町・村 道外の場合　　都・府・県
本学における訪問先・訪問理由	

【健康状態に関する質問】

本日の体温	℃
本日の症状	いずれかの項目に該当するものがあればチェック願います。 □咳　□鼻水　□咽頭痛　□労作時呼吸困難の増強 □倦怠感　□味覚異常　□その他（　　）
過去２週間以内の健康状態	過去２週間にいずれかの症状があった場合はチェック願います。 □発熱　□咳　□鼻水　□咽頭痛　□労作時呼吸困難の増強 倦怠感　□味覚異常　□その他（　　）
同居ご家族の健康状態	□問題なし □問題あり（　　）

※本日の体温が 37.3℃以上の場合又はいずれかの症状がある場合は、日程の変更をお願いします。

【行動履歴に関する質問】

過去２週間以内の道内・道外への移動歴	滞在場所（　　） 移動手段（　　） 移動日　（　　）
過去２週間以内の新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触	□ 有　→濃厚接触があった場合には、日程の変更をお願いします。 □ 無

→裏に続きます。

両面

【同居家族の行動履歴に関する質問】　※わかる範囲でご記入ください。

同居家族の 過去２週間以内の道内・ 道外への移動歴	滞在場所（　　） 移動手段（　　） 移動日　（　　）
同居家族の 過去２週間以内の新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触	□　有 →同居家族が濃厚接触者となった場合には、日程の変更をお願いします。 □　無

※ご記入頂きました個人情報は，新型コロナウイルス感染拡大防止上、ご本人へ連絡が必要となった際に利用する以外，その他の目的に利用することはありません。

【各部署へのお願い】本確認票を受領した各部署は、受領日から２週間適切に保管してください。
２週間経過後は適切に破棄願います。　　旭川医科大学危機管理室

旭川市民の方へ

旭川市保健所からのお知らせ

新型コロナ検査で陽性となられた方へ

届出対象の方（医師から発生届が出される方）

次の①～④に該当する方は、医師から保健所への届出対象となっています。

①６５歳以上の方

②入院を要する方（診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があると医師が判断した場合も含まれる。）

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬や酸素投与が必要な方

④妊婦の方

＊医療機関からの届出受理後、順次保健所から電話連絡を行います。

＊自宅療養セット、宿泊療養希望の有無もその際にお伺いします。

届出対象外の方（医師から発生届が出されない方）裏面に続く

上記の①～④に該当しない方は、医師から保健所への届出対象外です。

ご自宅での療養を基本とし、ご自身で健康観察をお願いしております。

保健所からの連絡はありません。

以下の療養期間や療養上の注意点などを必ずご確認ください。

療養期間について

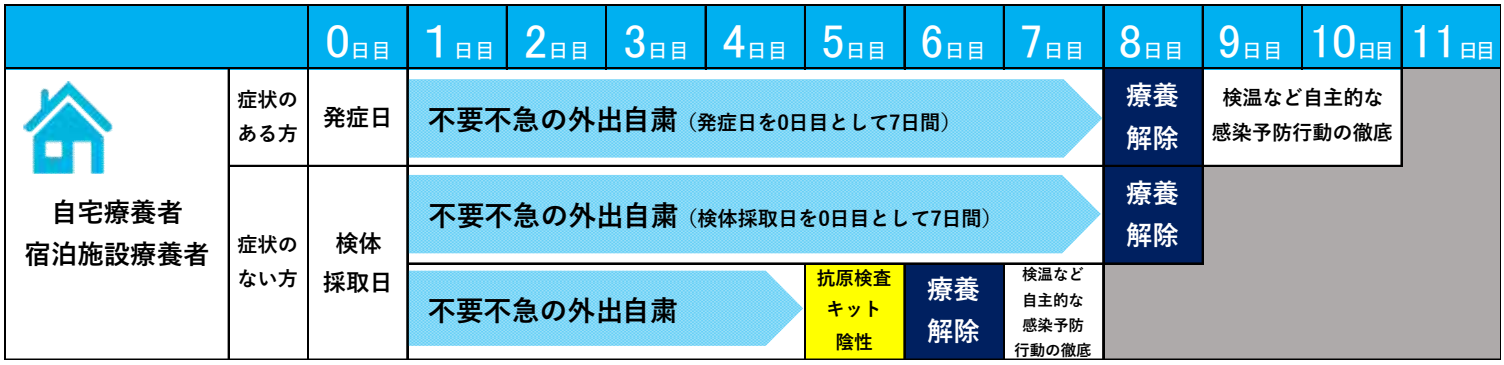

◇有症状者は発症日翌日から７日間経過、かつ、症状軽快後２４時間経過した場合は８日目に解除となります。期間中は自宅待機をお願いします。
症状が軽快しない場合は、７日間より長くなる場合があります。

◇無症状者は検査日の翌日から７日間です。ただし、５日目の抗原検査キット（※１）による検査で陰性であれば６日目に解除することができます。
※１･･･「体外診断用医薬品」と記載があるものに限る。「研究用」は不可。

療養が解除になっても、有症状者は１０日間、無症状者は７日間が経過するまでは、ご自身による健康状態の確認や高齢者等のハイリスク者との接触、不特定多数の者が集まる飲食等を避けるなど、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

（裏面につづく）

届出対象外の方（医師から発生届が出されない方）

表面より続き

療養中の過ごし方

◇外出は自粛してください。
◇ただし、症状が軽快してから２４時間が経過した場合は、生活必需品の買い出しなど必要最低限の外出は可能ですが、自主的な感染予防対策を徹底してください。

療養中の健康相談

◇症状が悪化した時は、次の連絡先にご相談ください。

日中　陽性者サポート窓口（午前９時～午後８時）
　　０１６６－２１－３７２０（健康相談専用）
夜間　新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（午後８時～午前９時）
　　０１６６－２５－１２０１

自宅療養セットのお申し込み・宿泊療養受付

◇食料や生活必需品が確保できずお困りの場合や、宿泊施設での療養を希望される場合は、ＷＥＢでお申し込みができます。
※宿泊療養施設に空きが無い場合など、ご希望に添えないこともありますので御了承ください。
※ＷＥＢ申し込みが難しい場合は、陽性者サポート窓口までお電話ください。
陽性者サポート窓口（午前９時～午後５時）
０１６６－２１－３７２１（食料品・宿泊療養等専用）
０１６６－２１－３７２２（その他お問い合わせ）
※申込時には「診療明細書及び領収書」が必要ですので、大切に保管してください。

申請URL

こちらは届出対象外の方専用のQRコードです。

同居のご家族について

◇同居のご家族は「濃厚接触者」に該当しますので、不要不急の外出自粛（陽性者との最終接触から５日間）をお願いします。
また、最終接触から７日間はご自身で健康観察をお願いします。
◇既に症状がある方や待機期間中に症状が出た方は、かかりつけ医に相談の上、受診してください。かかりつけ医が無いなどで受診先に困る場合は「新型コロナウイルス感染症健康相談窓口（０１６６－２５－１２０１）」へご連絡ください。

お大事にしてください

旭川市保健所新型コロナウイルス感染症対策担当

20220926

R4.9.26～

北海道

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

(R4.9.22現在 作成)

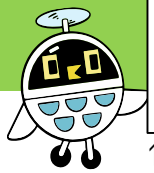

↑詳細はこちら↑
北海道コロナ
チャットボット

症状が軽い方は、ご自身の健康管理による自宅療養をお願いしております。

発症から２～3日は38℃以上の高熱が続くことがあります。また、咳やのどの痛みは長引くことがあります。多くの方は、いずれの症状も日数の経過とともに軽快します。
つらいときは解熱・鎮痛剤などを服用し、十分な水分をとって療養しましょう。

体調が悪化した場合は「北海道陽性者健康サポートセンター」へ相談してください。

北海道陽性者健康サポートセンター　0120-303-111（24時間）

※入院が必要となった場合など、必要に応じて道立保健所と連携します。

※65歳以上の方、入院が必要な方、医師が新型コロナ治療薬又は酸素投与が必要と判断した方、妊娠している方については、保健所等による健康観察を行うとともに、必要に応じて保健所から連絡を行うことがあります。

療養期間

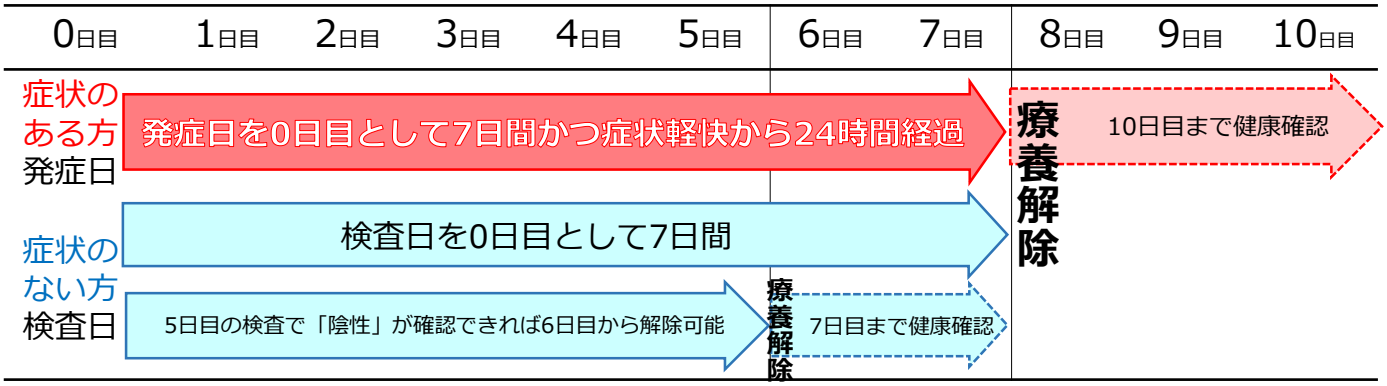

※療養が解除になっても、症状があった方は10日間、症状が無かった方は7日間が経過するまでは、感染リスクがあります。検温などご自身による健康状態の確認やマスクの着用など感染予防行動の徹底をお願いします。

自宅療養セット受付（食料品等）

①Web（24時間）
②電話 **050－3818－7886**
受付9:00～17:00

備蓄がない方などに、速やかにお届けするため、ご家族等による買い出しなどの支援が受けられる方は、ご自身での確保にご協力をお願いします。

宿泊療養受付

①Web（24時間）(9/26開始)
②電話　**0120-563-856**
（9/30開始～受付9:00～20:00）

対　象・療養場所のない旅行者など
・重症化するおそれがある方と同居しているなど、家族感染のリスクが高い方

＊医療機関受診の際や、自宅療養セット・宿泊療養の申込時に、**診断に係る説明書や診療費領収書(明細書含む)**が必要になりますので、大切に保管してください。

＊保健所では療養証明書の発行はできません。上記QRコード（北海道コロナチャットボットシステム）から確認願います。

札幌市、函館市、旭川市、小樽市にお住まいの方は対応が異なります。各市ホームページをご覧ください。